

令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令和5年4月25日 〕
閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、令和5年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1 中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金法を遵守する義務を履行できるよう配慮する必要がある。

また、政府が進める「働き方改革」にも引き続き対応していくことが求められており、官公需における発注と納入時期の平準化及び弾力化、適正な納期、工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮及び労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

さらに、東日本大震災及び令和2年7月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61%、金額が約5兆6,598億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。その上で、経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）において、スタートアップ（新規創業）が「新しい資本主義に向けた重点投資分野」の一つとされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向け、スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）を踏まえ、以下の方策について取り組むものとする。

- ① 国等は、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。また、オープンカウンター方式により契約の見

積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

② 内閣府及び経済産業省は、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスに関する調査結果を踏まえて実施する情報提供について、会計・調達担当部局だけではなく、各機関の全ての内部組織に広く周知し、調達案件の掘り起こしを行う。また、各府省等と連携し、調査結果に基づき、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスの調達を促進させるための課題について検討する。

③ 内閣府、経済産業省等は、スタートアップの参加を容易にする観点から、例えば、一定の要件を満たすスタートアップは保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を有することとする等、入札参加資格その他の政府調達手続等を見直すことを引き続き検討する。

④ 内閣府、経済産業省等は、公共調達において、中小企業技術革新制度（SBIIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みによる随意契約を、高度な新技術を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることを検討し、結論を得次第速やかに措置する。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和4年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和5年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び作業その他の役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。併せて、東日本大震災及び令和2年7月豪雨に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)、犯罪対策閣僚会議決定(平成26年12月16日)等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供

中小企業庁は、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業・小規模事業者がより迅速かつ的確に入手できるよう、利用者のニーズを踏まえた改修を行いつつ、官公需情報ポータルサイトを適切に運用するものとする。また、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るため、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所(以下「中小企業関係団体」という。)と連携して、特に小企業者(概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ。)を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、中小企業関係団体においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

(3) 中小企業基盤整備機構による情報提供

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、官公需法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等(公庫等においてはこれに準ずる役職)を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を

中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。

- ③ 中小企業庁は、中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援するものとする。
- ④ 国等は、中小企業関係団体と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとする事等を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割すること等、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、調達を費用対効果において優れたものとする事等を検討しつつ、商品等を種類ごとに分離すること、契約期間を一定期間ごとに分割すること等、分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記1（4）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

- ① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。
また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。
- ② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 知的財産権の取扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。
また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、引き続き調達手続における電子的手段の利用に努めるものとする。

(9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

- ① 中小企業庁は、関係省庁（総務省、経済産業省、国土交通省）と連携し、地方公共団体幹部が一堂に会する「都道府県中小企業者調達推進協議会」（以下「都道府県調達推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組や要請を行うものとする。

（注）47都道府県が参加し、国及び地方公共団体の調達の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う場。

- ② 中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。

- ③ 国等は、「地域発注者協議会」（注）等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努めるものとする。

（注）発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（1）小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（2）技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

（3）地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

（4）中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。

- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。
また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記1（4）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ⑤ 国等は、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等とすることを十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2（2）①に掲げる分離・分割発注を行うこと。

(8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

(9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

① 国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者へ情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（3）低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。

- ③ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

（4）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（2）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

（5）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必

要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

- ② 国等は、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

国等は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるような適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、上記4(2)に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

6 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記5に掲げる(1)から(4)までと同様の措置を講ずるものとする。

7 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、国等は、契約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

(2) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

国等は、中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後(前金払、中間前金払においてはその都度)、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

(3) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

国等は、契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況等を踏まえ、上記4(2)に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

(4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応

国等は、入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

① 国等は、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。

② 国等は、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

8 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するものとする。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事

例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行うものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先を含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなきときは、公募の手続を省略することができることに留意するものとする。

④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。

⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行うものとする。

⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、

上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

(2) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供するものとする。
また、地方公共団体の長により認定された商品又は役務の受注機会の増大を図るため、両協議会を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用を努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位:億円)

各府省等名	官公需総実績額(A)			中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)			新期中小企業者向け契約実績額(C)	B/A (%)			C/A (%)		
	物件	工事	役務	計	物件	工事		役務	計	物件		工事	役務
衆議院	19	21	183	223	12	7	33	52	60.4	31.9	18.3	23.2	0.23
参議院	3	18	10	31	2	4	4	10	62.2	24.7	37.7	32.5	0.40
最高裁判所	35	101	158	294	22	45	47	113	61.8	44.6	29.7	38.6	0.95
会計検査院	1	[0]	5	6	1	[0]	2	3	88.3	89.8	46.3	54.9	7.30
内閣・内閣府	489	927	875	2,291	140	709	252	1,101	28.7	76.5	28.8	48.1	0.78
デジタル庁	1	[0]	87	88	1	[0]	10	11	78.0	100.0	11.6	12.3	1.60
復興庁	1	0	3	3	1	0	1	2	78.1	0.0	44.8	51.4	1.22
総務省	48	4	131	183	31	3	74	107	64.2	70.2	56.2	58.6	2.10
法務省	542	239	619	1,400	262	139	220	620	48.3	58.0	35.4	44.3	0.42
外務省	7	4	46	57	7	4	24	34	92.1	96.5	51.9	60.0	6.05
財務省	171	167	429	767	96	139	236	471	56.4	83.7	54.9	61.5	1.36
文部科学省	469	8	311	788	445	8	23	476	94.9	94.5	7.4	60.3	0.17
厚生労働省	4,318	66	1,282	5,666	461	42	425	928	10.7	62.8	33.2	16.4	0.25
農林水産省	97	1,617	1,432	3,146	63	1,097	1,037	2,196	65.0	67.8	72.4	69.8	0.99
経済産業省	14	4	160	178	9	1	92	102	66.5	16.6	57.3	57.1	1.35
国土交通省	1,028	22,900	8,080	32,008	513	15,948	2,557	19,018	49.9	69.6	31.6	59.4	0.87
環境省	16	78	439	532	11	58	84	153	65.9	75.2	19.1	28.7	0.33
防衛省	2,743	3,220	1,345	7,307	1,911	1,287	800	3,997	69.7	40.0	59.5	54.7	2.00
国計	10,001	29,373	15,594	54,967	3,986	19,490	5,919	29,395	39.9	66.4	38.0	53.5	0.95
公庫等計	16,848	8,578	12,550	37,976	8,033	4,083	5,024	17,140	47.7	47.6	40.0	45.1	1.10
国等計	26,849	37,950	28,144	92,944	12,019	23,573	10,943	46,535	44.8	62.1	38.9	50.1	1.01

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公庫等名	官公需総実績額(A)			中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)			新期中小企業者向け契約実績額(C)	B/A (%)			C/A (%)	
	物件	工事	役務	物件	工事	役務		物件	工事	役務		計
内閣府所管計	495	130	6,001	365	111	1,700	87	73.7	85.3	28.3	32.8	1.32
独立行政法人国立公文書館	80	19	1,768	34	14	179	[0]	42.4	72.6	10.1	12.2	0.02
独立行政法人国民生活センター	133	18	295	108	6	221	0	81.4	30.9	75.0	75.1	0.00
独立行政法人北方領土問題対策協会	69	3	195	43	3	177	0	62.7	100.0	90.5	83.4	0.00
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	122	0	2,370	120	0	750	83	98.8	0.0	31.6	34.9	3.35
沖縄振興開発金融公庫	91	89	1,373	59	88	373	3	64.7	98.6	27.2	33.5	0.22
総務省所管計	26,799	8,733	34,786	9,974	1,724	10,428	51	37.2	19.7	30.0	31.5	0.07
独立行政法人統計センター	130	27	154	75	18	99	1	57.7	68.8	64.4	62.0	0.27
国立研究開発法人情報通信研究機構	26,663	8,707	34,251	9,894	1,705	10,167	48	37.1	19.6	29.7	31.3	0.07
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	6	0	381	5	0	162	2	77.5	0.0	42.5	43.0	0.48
法務省所管計	148	73	302	131	70	90	12	88.9	95.7	29.9	55.8	2.33
日本司法支授センター	148	73	302	131	70	90	12	88.9	95.7	29.9	55.8	2.33
外務省所管計	419	224	16,140	297	177	7,117	182	70.9	79.1	44.1	45.2	1.09
独立行政法人国際協力機構	228	8	15,812	111	2	6,962	182	48.6	23.5	44.0	44.1	1.14
独立行政法人国際交流基金	191	216	328	186	175	155	0	97.5	81.2	47.1	70.2	0.00
財務省所管計	24,141	3,261	11,498	10,481	2,246	3,023	287	43.4	68.9	26.3	40.5	0.74
独立行政法人酒類総合研究所	156	28	163	115	27	74	11	73.5	97.1	45.6	62.2	3.22
独立行政法人造幣局	13,057	435	3,463	5,966	224	699	90	45.7	51.5	20.2	40.6	0.53
独立行政法人国立印刷局	10,927	2,798	7,871	4,400	1,995	2,250	186	40.3	71.3	28.6	40.0	0.86
文部科学省所管計	949,787	287,196	686,716	546,370	168,164	298,633	27,552	57.5	58.6	43.5	52.7	1.43
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	40	52	95	27	52	61	8	68.1	100.0	64.1	74.9	4.43
独立行政法人大学入試センター	109	33	438	92	29	371	17	84.2	88.4	84.8	84.9	3.01

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新 規 中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)	B/A (%)			C/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事		役 務	計	物 件		工 事	役 務	計
独立行政法人国立青少年教育振興機構	796	832	2,628	4,256	291	753	1,586	2,630	36.6	90.5	60.4	61.8	0.85	
独立行政法人国立女性教育会館	73	141	118	332	8	141	109	258	11.5	99.9	91.7	77.5	21.30	
独立行政法人国立科学博物館	396	460	861	1,717	158	28	267	454	40.0	6.2	31.0	26.4	2.53	
国立研究開発法人物質・材料研究機構	11,248	173	3,752	15,172	6,688	165	2,839	9,692	59.5	95.4	75.7	63.9	1.98	
国立研究開発法人防災科学技術研究所	551	322	3,294	4,166	409	308	2,079	2,796	74.3	95.7	63.1	67.1	1.34	
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	17,787	771	18,283	36,841	5,411	551	10,292	16,253	30.4	71.4	56.3	44.1	1.85	
独立行政法人国立美術館	388	808	3,152	4,349	266	8	880	1,154	68.6	1.0	27.9	26.5	1.09	
独立行政法人国立文化財機構	1,601	252	3,464	5,316	873	130	1,777	2,780	54.5	51.6	51.3	52.3	0.37	
独立行政法人教職員支援機構	58	126	260	445	50	76	183	308	85.1	59.9	70.2	69.3	1.47	
国立研究開発法人科学技術振興機構	2,061	541	7,681	10,283	1,312	287	2,804	4,403	63.6	53.1	36.5	42.8	5.56	
独立行政法人日本学術振興会	282	0	1,546	1,827	46	0	1,105	1,150	16.2	0.0	71.5	63.0	6.17	
国立研究開発法人理化学研究所	17,424	4,508	16,125	38,057	13,895	1,390	10,419	25,705	79.7	30.8	64.6	67.5	3.63	
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	7,526	9,119	127,147	143,791	3,521	1,322	14,337	19,179	46.8	14.5	11.3	13.3	0.51	
独立行政法人日本スポーツ振興センター	800	464	1,276	2,540	558	311	775	1,644	69.8	67.0	60.7	64.7	1.24	
独立行政法人日本芸術文化振興会	306	71	3,517	3,894	193	33	1,898	2,124	63.0	47.1	54.0	54.6	0.44	
独立行政法人日本学生支援機構	988	251	4,599	5,839	490	207	2,013	2,709	49.6	82.3	43.8	46.4	1.06	
国立研究開発法人海洋研究開発機構	1,903	171	5,146	7,220	970	122	2,871	3,963	51.0	71.2	55.8	54.9	2.57	
独立行政法人国立高等専門学校機構	9,866	23,138	6,261	39,264	7,198	17,977	3,730	28,904	73.0	77.7	59.6	73.6	0.83	
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	108	84	576	769	62	83	204	349	57.0	98.9	35.5	45.4	3.55	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	18,719	2,385	47,295	68,399	10,919	2,157	33,102	46,178	58.3	90.4	70.0	67.5	2.32	
国立大学法人北海道大学	27,297	7,676	9,027	44,000	13,927	3,382	6,533	23,842	51.0	44.1	72.4	54.2	2.64	
国立大学法人北海道教育大学	1,828	318	694	2,841	1,042	306	414	1,762	57.0	96.1	59.6	62.0	1.20	

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新 規 中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)	B/A (%)			C/A (%)	
	物 件	工 事	役 務	物 件	工 事	役 務		物 件	工 事	役 務		計
国立大学法人室蘭工業大学	1,149	8,409	2,470	692	8,328	2,164	80	60.2	99.0	87.6	93.0	0.67
国立大学法人小樽商科大学	403	463	265	158	368	147	7	39.3	79.4	55.7	59.6	0.63
国立大学法人帯広畜産大学	1,057	793	392	687	760	187	9	65.0	95.8	47.7	72.9	0.41
国立大学法人旭川医科大学	11,866	391	3,938	3,939	296	1,396	256	33.2	75.8	35.4	34.8	1.58
国立大学法人北見工業大学	786	292	455	578	266	237	0	73.6	91.0	52.1	70.5	0.00
国立大学法人弘前大学	15,590	1,773	5,838	7,950	1,359	3,094	243	51.0	76.6	53.0	53.5	1.05
国立大学法人岩手大学	1,371	948	1,500	955	590	528	54	69.7	62.3	35.2	54.3	1.41
国立大学法人東北大学	42,479	5,401	22,171	18,853	2,994	11,211	1,723	44.4	55.4	50.6	47.2	2.46
国立大学法人宮城教育大学	222	448	345	145	446	257	5	65.4	99.8	74.5	83.7	0.45
国立大学法人秋田大学	13,402	2,464	4,976	4,738	1,108	1,236	14	35.4	45.0	24.8	34.0	0.07
国立大学法人山形大学	14,581	2,012	7,125	13,549	1,372	1,863	250	92.9	68.2	26.2	70.8	1.05
国立大学法人福島大学	928	839	317	777	562	265	58	83.7	67.0	83.5	76.9	2.78
国立大学法人茨城大学	1,293	1,304	1,270	762	1,191	594	55	58.9	91.4	46.8	65.9	1.42
国立大学法人筑波大学	18,015	2,932	10,996	7,888	2,489	5,320	1,182	43.8	84.9	48.4	49.1	3.70
国立大学法人筑波技術大学	361	255	238	239	192	151	21	66.2	75.1	63.5	68.1	2.42
国立大学法人宇都宮大学	1,875	1,662	1,221	1,334	673	920	43	71.2	40.5	75.3	61.5	0.90
国立大学法人群馬大学	15,541	1,621	11,125	10,671	964	4,375	237	68.7	59.5	39.3	56.6	0.84
国立大学法人埼玉大学	1,478	1,050	992	954	931	557	77	64.5	88.7	56.1	69.4	2.20
国立大学法人千葉大学	26,181	3,316	10,868	21,792	1,648	7,287	324	83.2	49.7	67.1	76.1	0.80
国立大学法人東京大学	23,681	15,044	27,312	14,125	7,526	11,460	1,925	59.6	50.0	42.0	50.1	2.92
国立大学法人東京医科歯科大学	22,231	3,796	9,956	6,263	854	2,712	39	28.2	22.5	27.2	27.3	0.11
国立大学法人東京外国語大学	349	775	1,636	295	632	408	36	84.6	81.6	24.9	48.4	1.30

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新 規 中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)	B/A (%)			C/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事		役 務	計	物 件		工 事	役 務	計
国立大学法人東京学芸大学	1,288	990	852	3,130	702	968	474	2,144	54.5	97.9	55.6	68.5	4.83	
国立大学法人東京農工大学	3,126	1,596	1,362	6,084	1,996	1,524	1,112	4,632	63.9	95.5	81.6	76.1	0.49	
国立大学法人東京藝術大学	743	1,338	1,093	3,174	500	583	815	1,898	67.3	43.6	74.6	59.8	1.33	
国立大学法人東京工業大学	9,854	4,996	5,783	20,633	6,142	4,059	2,430	12,631	62.3	81.2	42.0	61.2	2.56	
国立大学法人東京海洋大学	1,440	338	687	2,465	715	201	211	1,127	49.6	59.5	30.7	45.7	3.96	
国立大学法人お茶の水女子大学	990	899	725	2,614	511	892	194	1,597	51.6	99.3	26.8	61.1	0.92	
国立大学法人電気通信大学	1,754	628	1,081	3,464	1,253	612	735	2,600	71.4	97.3	68.0	75.1	0.01	
国立大学法人一橋大学	684	1,201	1,415	3,300	318	1,150	735	2,203	46.5	95.7	52.0	66.8	3.20	
国立大学法人横浜国立大学	2,501	1,153	1,114	4,768	2,103	1,066	858	4,027	84.1	92.4	77.1	84.5	4.36	
国立大学法人新潟大学	13,961	2,601	12,282	28,844	12,765	1,941	4,595	19,300	91.4	74.6	37.4	66.9	0.10	
国立大学法人長岡技術科学大学	2,198	756	479	3,432	1,476	730	277	2,482	67.2	96.5	57.8	72.3	4.36	
国立大学法人上越教育大学	313	759	431	1,503	248	564	311	1,122	79.1	74.2	72.1	74.6	3.84	
国立大学法人富山大学	15,096	2,378	3,929	21,403	7,648	1,411	1,354	10,414	50.7	59.3	34.5	48.7	0.90	
国立大学法人金沢大学	16,092	8,331	5,835	30,258	10,091	4,858	3,837	18,786	62.7	58.3	65.8	62.1	1.08	
国立大学法人福井大学	10,554	1,554	5,900	18,008	5,400	1,523	2,078	9,002	51.2	98.0	35.2	50.0	0.12	
国立大学法人山梨大学	12,777	3,926	3,986	20,689	8,110	1,626	2,145	11,881	63.5	41.4	53.8	57.4	0.95	
国立大学法人信州大学	18,258	3,115	7,452	28,826	9,360	1,975	2,814	14,149	51.3	63.4	37.8	49.1	0.47	
国立大学法人静岡大学	1,507	1,015	1,123	3,646	1,139	603	800	2,542	75.5	59.4	71.2	69.7	3.22	
国立大学法人浜松医科大学	11,220	2,400	3,221	16,841	5,053	284	1,475	6,812	45.0	11.8	45.8	40.4	0.84	
国立大学法人東海国立大学機構	44,055	7,961	16,872	68,888	21,596	4,241	8,422	34,259	49.0	53.3	49.9	49.7	0.96	
国立大学法人愛知教育大学	870	1,612	592	3,075	630	690	319	1,639	72.4	42.8	53.9	53.3	2.68	
国立大学法人名古屋工業大学	1,920	1,056	946	3,922	1,763	921	840	3,525	91.8	87.2	88.8	89.9	2.44	

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新 規 中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)	B/A (%)			C/A (%)		
	物 件	工 事	役 務	物 件	工 事	役 務		物 件	工 事	役 務			
												計	計
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,238	843	1,048	3,128	894	798	494	2,187	72.2	94.7	47.2	69.9	1.21
国立大学法人三重大学	7,869	2,255	3,829	13,953	2,738	1,842	1,304	5,885	34.8	81.7	34.1	42.2	0.47
国立大学法人滋賀大学	379	788	274	1,441	279	787	194	1,260	73.6	99.9	70.7	87.4	3.16
国立大学法人滋賀医科大学	12,829	3,725	3,319	19,874	5,681	3,239	1,276	10,197	44.3	86.9	38.5	51.3	0.65
国立大学法人京都大学	23,101	16,953	19,882	59,935	17,076	6,202	10,113	33,392	73.9	36.6	50.9	55.7	1.80
国立大学法人京都教育大学	409	715	551	1,675	219	715	299	1,234	53.6	100.0	54.3	73.6	0.15
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,710	691	550	2,951	991	445	352	1,787	58.0	64.3	64.0	60.6	4.08
国立大学法人大阪大学	41,819	10,893	24,232	76,943	29,962	3,787	12,309	46,058	71.6	34.8	50.8	59.9	3.92
国立大学法人大阪教育大学	497	393	789	1,678	228	260	486	974	46.0	66.1	61.6	58.0	5.15
国立大学法人兵庫教育大学	440	577	308	1,325	149	561	155	865	34.0	97.3	50.2	65.3	0.87
国立大学法人神戸大学	24,187	2,469	11,634	38,290	13,190	2,367	5,753	21,310	54.5	95.9	49.4	55.7	0.56
国立大学法人奈良教育大学	245	368	239	852	205	366	146	717	83.9	99.2	61.0	84.1	0.00
国立大学法人奈良女子大学	215	919	932	2,066	166	917	473	1,556	77.0	99.8	50.7	75.3	0.57
国立大学法人和歌山大学	631	874	485	1,990	461	858	243	1,561	73.0	98.2	50.0	78.5	1.44
国立大学法人鳥取大学	15,479	2,708	4,622	22,808	12,480	2,592	2,778	17,851	80.6	95.7	60.1	78.3	0.71
国立大学法人島根大学	11,192	2,228	3,536	16,956	6,038	1,312	1,213	8,563	53.9	58.9	34.3	50.5	1.95
国立大学法人岡山大学	21,308	2,335	6,137	29,780	6,664	1,305	3,123	11,091	31.3	55.9	50.9	37.2	0.55
国立大学法人広島大学	23,115	4,231	4,798	32,144	13,916	908	3,871	18,696	60.2	21.5	80.7	58.2	1.42
国立大学法人山口大学	14,441	7,629	6,731	28,801	5,955	1,246	4,362	11,563	41.2	16.3	64.8	40.1	0.35
国立大学法人徳島大学	18,251	2,499	4,701	25,450	10,472	2,120	2,873	15,465	57.4	84.9	61.1	60.8	0.45
国立大学法人鳴門教育大学	518	487	319	1,323	327	478	185	991	63.1	98.3	58.1	74.9	0.43
国立大学法人香川大学	12,317	1,205	3,965	17,487	11,296	1,092	3,315	15,703	91.7	90.7	83.6	89.8	0.55

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新 規 中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)	B/A (%)			C/A (%)		
	物 件	工 事	役 務	物 件	工 事	役 務		計	物 件	工 事		役 務	計
国立大学法人愛媛大学	15,143	2,389	5,116	22,648	11,823	2,083	3,092	16,998	78.1	87.2	60.4	75.1	0.50
国立大学法人高知大学	11,693	1,439	2,854	15,985	9,047	1,349	2,258	12,654	77.4	93.8	79.1	79.2	3.40
国立大学法人福岡教育大学	264	277	461	1,001	127	216	219	561	48.0	77.8	47.5	56.0	0.00
国立大学法人九州大学	43,718	10,408	16,504	70,630	22,928	7,063	9,922	39,913	52.4	67.9	60.1	56.5	0.84
国立大学法人九州工業大学	1,556	1,224	1,476	4,256	945	1,161	801	2,907	75	94.9	54.3	68.3	1.76
国立大学法人佐賀大学	15,834	3,193	3,843	22,870	9,927	2,209	1,744	13,880	76	69.2	45.4	60.7	0.33
国立大学法人長崎大学	19,091	2,831	5,887	27,809	7,994	2,369	1,934	12,298	41.9	83.7	32.8	44.2	1.51
国立大学法人熊本大学	20,513	2,594	6,473	29,579	8,350	1,542	3,008	12,900	302	59.4	46.5	43.6	1.02
国立大学法人大分大学	12,495	1,613	4,000	18,108	5,803	1,306	1,957	9,066	15	81.0	48.9	50.1	0.08
国立大学法人宮崎大学	13,131	1,865	6,529	21,525	11,689	1,765	3,906	17,360	35	94.6	59.8	80.6	0.16
国立大学法人鹿児島大学	16,304	1,857	6,125	24,286	6,120	1,364	2,663	10,147	89	73.4	43.5	41.8	0.37
国立大学法人鹿屋体育大学	227	209	243	680	152	156	125	433	14	74.7	51.2	63.6	2.10
国立大学法人琉球大学	10,951	25,356	5,485	41,791	10,617	8,524	3,136	22,278	32	33.6	57.2	53.3	0.08
国立大学法人政策研究大学院大学	129	0	663	792	50	0	232	281	17	0.0	34.9	35.5	2.16
国立大学法人総合研究大学院大学	190	54	188	432	116	50	110	276	11	92.2	58.6	63.8	2.44
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	1,060	483	952	2,495	663	481	393	1,538	17	99.4	41.3	61.6	0.70
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,822	752	1,133	3,707	1,315	735	637	2,687	29	97.9	56.2	72.5	0.79
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,623	622	2,463	4,708	1,213	454	1,625	3,292	81	73.0	66.0	69.9	1.73
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	6,957	1,296	5,758	14,011	3,496	693	1,230	5,418	116	53.4	21.4	38.7	0.83
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	8,835	1,820	14,721	25,376	4,973	1,435	3,543	9,951	433	78.8	24.1	39.2	1.71
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	5,112	1,205	14,014	20,331	3,615	883	4,783	9,282	538	73.3	34.1	45.7	2.65
日本私立学校振興・共済事業団	2,762	637	9,148	12,547	751	337	2,149	3,237	160	53.0	23.5	25.8	1.27

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公庫等名	官公需総実績額(A)			中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)			新期中小企業者向け契約実績額(C)	B/A (%)			C/A (%)		
	物件	工事	役務	物件	工事	役務		物件	工事	役務		計	
													計
厚生労働省所管計	587,747	69,805	252,981	910,533	190,063	15,940	91,183	297,186	32.3	22.8	36.0	32.6	0.47
独立行政法人勤労者退職金共済機構	256	0	1,632	1,888	226	0	503	729	88.4	0.0	30.8	38.6	0.14
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,591	3,231	7,738	19,560	6,293	2,918	3,859	13,070	73.3	90.3	49.9	66.8	2.28
独立行政法人福祉医療機構	94	0	429	523	57	0	150	207	60.6	0.0	35.0	39.6	2.46
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	137	450	412	999	120	443	399	962	87.4	98.5	97.0	96.4	0.10
独立行政法人労働政策研究・研修機構	177	132	347	656	108	131	263	502	61.1	99.2	75.9	76.6	0.83
独立行政法人労働者健康安全機構	97,613	21,936	39,067	158,616	29,950	3,362	14,596	47,909	30.7	15.3	37.4	30.2	0.53
独立行政法人国立病院機構	303,151	15,918	114,620	433,689	84,847	4,489	44,909	134,246	28.0	28.2	39.2	31.0	0.29
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	1,099	1	7,294	8,393	149	1	530	679	13.5	100.0	7.3	8.1	0.13
年金積立金管理運用独立行政法人	24	3	216	244	1	3	26	30	3.6	91.3	11.9	12.1	2.27
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	921	104	1,757	2,783	638	60	736	1,433	69.2	57.1	41.9	51.5	0.12
独立行政法人地域医療機能推進機構	91,018	14,602	44,089	149,709	22,880	811	13,806	37,497	25.1	5.6	31.3	25.0	0.50
国立研究開発法人国立がん研究センター	39,487	2,499	1,027	43,012	28,405	406	451	29,262	71.9	16.2	44.0	68.0	0.01
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	12,071	16	4,023	16,111	1,690	4	1,175	2,869	14.0	22.9	29.2	17.8	1.14
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	4,151	193	2,531	6,876	873	24	560	1,457	21.0	12.6	22.1	21.2	0.59
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	14,320	816	9,279	24,415	7,526	437	4,364	12,328	52.6	53.6	47.0	50.5	2.10
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	9,048	992	4,337	14,377	4,073	76	1,737	5,886	45.0	7.7	40.1	40.9	1.26
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	3,116	5,556	1,875	10,547	6	0	20	26	0.2	0.0	1.1	0.2	0.16
日本年金機構	2,473	3,355	12,308	18,137	2,222	2,775	3,098	8,095	89.8	82.7	25.2	44.6	0.05
農林水産省所管計	28,601	37,131	43,793	109,526	13,271	16,470	27,387	57,128	46.4	44.4	62.5	52.2	0.92
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	376	57	233	666	264	44	141	450	70.4	76.4	60.8	67.5	0.19
独立行政法人家畜改良センター	1,498	144	581	2,224	817	140	238	1,195	54.5	97.2	40.9	53.7	2.32

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公庫等名	官公需総実績額(A)			中小企業・小規模事業者向け契約実績(B)			新期中小企業者向け契約実績(C)	B/A (%)			C/A (%)		
	物件	工事	役務	物件	工事	役務		物件	工事	役務		計	
													計
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	6,295	2,078	4,310	12,683	4,752	1,966	2,373	9,091	75.5	94.6	55.1	71.7	2.46
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	565	52	364	982	490	38	279	807	86.7	73.9	76.5	82.2	9.47
国立研究開発法人森林研究・整備機構	1,412	377	3,270	5,059	928	167	2,356	3,451	65.7	44.2	72.1	68.2	3.20
国立研究開発法人水産研究・教育機構	3,382	589	4,195	8,165	2,284	240	2,645	5,169	67.5	40.7	63.1	63.3	2.00
独立行政法人農畜産業振興機構	120	0	760	879	54	0	305	359	45.4	0.0	40.1	40.9	0.17
独立行政法人農業者年金基金	76	0	159	236	69	0	64	133	90.8	0.0	39.8	56.3	0.44
独立行政法人農林漁業信用基金	13	0	216	229	12	0	33	45	90.3	0.0	15.2	19.5	0.14
日本中央競馬会	14,864	33,834	29,706	78,404	3,601	13,875	18,953	36,429	24.2	41.0	63.8	46.5	0.28
経済産業省所管計	53,470	8,607	46,315	108,392	24,216	3,646	17,451	45,314	45.3	42.4	37.7	41.8	2.57
独立行政法人経済産業研究所	46	0	180	226	29	0	95	124	62.3	0.0	52.7	54.7	0.00
独立行政法人工業所有権情報・研修館	65	0	666	731	45	0	485	529	68.3	0.0	72.8	72.4	2.46
国立研究開発法人産業技術総合研究所	50,807	7,311	22,451	80,569	22,430	2,651	9,578	34,658	44.1	36.3	42.7	43.0	2.50
独立行政法人製品評価技術基盤機構	712	208	998	1,917	510	126	407	1,043	71.6	60.5	40.8	54.4	8.24
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	447	387	3,892	4,726	321	353	1,373	2,046	71.7	91.2	35.3	43.3	1.37
独立行政法人情報処理推進機構	402	4	4,104	4,510	100	0	702	802	24.8	0.0	17.1	17.8	1.52
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	231	211	3,012	3,455	224	58	299	581	96.8	27.6	9.9	16.8	0.04
独立行政法人中小企業基盤整備機構	508	412	4,303	5,223	441	389	2,392	3,222	86.8	94.4	55.6	61.7	0.89
独立行政法人日本貿易振興機構	252	74	6,710	7,037	118	70	2,120	2,308	46.6	94.8	31.6	32.8	5.95
国土交通省所管計	11,083	441,947	142,894	595,924	6,488	199,206	43,562	249,256	58.5	45.1	30.5	41.8	0.92
国立研究開発法人土木研究所	1,333	600	3,012	4,945	1,077	333	1,852	3,262	80.8	55.5	61.5	66.0	1.69
国立研究開発法人建築研究所	157	107	1,605	1,869	120	94	939	1,152	76.4	87.1	58.5	61.6	2.44
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	1,210	658	2,879	4,747	765	301	1,763	2,829	63.2	45.8	61.3	59.6	5.80

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。

令和3年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)			中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (B)			新 規 中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)	B/A (%)			C/A (%)		
	物 件	工 事	役 務	物 件	工 事	役 務		物 件	工 事	役 務		計	
													計
独立行政法人海技教育機構	671	314	632	1,616	349	311	374	1,033	52.0	99.0	59.2	63.9	0.79
独立行政法人航空大学校	272	14	1,714	2,000	206	12	1,035	1,253	75.7	82.5	60.4	62.6	0.05
独立行政法人自動車技術総合機構	2,263	2,047	3,685	7,994	1,436	1,800	804	4,041	63.5	88.0	21.8	50.5	0.63
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	716	146,431	10,961	158,108	339	59,828	3,812	63,979	47.3	40.9	34.8	40.5	0.24
独立行政法人国際観光振興機構	82	0	3,896	3,979	13	0	1,190	1,204	16.0	0.0	30.6	30.2	5.61
独立行政法人水資源機構	1,148	17,666	14,797	33,611	925	13,438	9,054	23,418	80.6	76.1	61.2	69.7	0.07
独立行政法人自動車事故対策機構	656	12	206	874	232	12	110	354	35.3	98.2	53.4	40.5	1.98
独立行政法人空港周辺整備機構	4	178	15	196	3	170	11	184	63.7	95.9	74.0	93.6	0.34
独立行政法人都市再生機構	2,339	273,187	80,677	356,202	922	122,736	18,545	142,203	39.4	44.9	23.0	39.9	1.16
独立行政法人奄美群島振興開発基金	4	2	[0]	6	3	1	[0]	5	89.7	54.2	100.0	80.3	0.00
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19	0	635	654	3	0	18	20	14.2	0.0	2.8	3.1	0.42
独立行政法人住宅金融支援機構	209	732	18,181	19,122	96	170	4,053	4,320	46.1	23.2	22.3	22.6	1.09
環境省所管計	1,797	653	13,543	15,994	1,321	588	1,777	3,685	73.5	89.9	13.1	23.0	0.15
国立研究開発法人国立環境研究所	1,717	620	12,472	14,808	1,252	588	1,528	3,368	72.9	94.8	12.3	22.7	0.08
独立行政法人環境再生保全機構	80	34	1,072	1,186	69	0	249	318	86.1	0.0	23.2	26.8	0.96
防衛省所管計	341	3	47	391	330	3	38	371	96.9	100.0	80.9	95.0	3.79
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	341	3	47	391	330	3	38	371	96.9	100.0	80.9	95.0	3.79

(注1) 計の欄の金額は、各府等から令和3年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。